

第 7 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和2年7月20日 午後2時00分
- 2 開催場所 音更町役場 特別会議室
- 3 出席者

農業委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 涉	出席	11	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	出席	12	辻 和 義	出席
3	松 川 博	出席	13	平 尾 秀 元	出席
4	安 田 敏	出席	14	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	15	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	16	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	17	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	18	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	19	田 守 文 夫	出席
10	大 西 忠 義	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農地振興係長	小 川 健 太 郎
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明
農地振興係主事	笹 原 貴 彦

町

職 名	氏 名
町 長	小 野 信 次
副 町 長	宮 原 達 史
経 済 部 長	傳 法 伸 也
農 政 課 長	早 苗 光 徳
農 政 係 長	清 水 一 文

- 4 議事録署名委員
 - 1番 貞廣 涉 委員
 - 2番 土田 純雄 委員

- 5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 土地の現況証明願について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請について

議案第 8 号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

協議案第 1 号 部会の委員の選任について

協議案第 2 号 音更町農業者年金協議会委員の推薦について

協議案第 3 号 音更町農業後継者推進協議会委員の推薦について

6 議事

(開会 午後 2 時 0 0 分)

事務局長 ただ今から、令和 2 年第 7 回音更町農業委員会総会を開会いたします。
私、農業委員会事務局長の福井明宏でございます。よろしくお願い申し上げます。
今回、新任期最初の総会でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項により、町長が召集することに定められております。
議席は、仮議席でこちら側から五十音順に着席していただいております。後ほど、正式な議席を決定させていただきます。また、町の広報広聴課から取材のための写真撮影をあらかじめ、仮議長が許可しておりますのでご報告いたします。
それでは、はじめに小野町長から、ご挨拶をいただきます。

町 長 このたびは、新任期初の農業委員会総会の開催でありますので、今、事務局長の方からお話がありましたように、私のほうから招集をさせていただきました。
ここで、多少お時間をいただき、一言ご挨拶をさせていただきます。
委員のみなさまにおかれましては、特に、小麦の収穫時期というようなことも差し迫っている中で、大変お忙しい時期にご出席をいただきましたことを厚くお礼を申し上げる次第であります。
先ほど、みなさんには、辞令を交付させていただきました。ご承知の通り、これから 3 年間、19 名の委員のみなさんで本町の基幹産業であります農業の発展のためにご尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます。
さて、このたびの新型コロナウイルス感染症拡大は、私たちの生活様式や、社会・経済活動のあり方が大きく今変わってきているところでございます。また、直近では九州地方での豪雨による洪水被害等、各地で発生する大規模な自然災害は、これからのシーズン、本町におきましても決して他人事ではないということでございます。
こうした中、町では、今後 10 年を見据えた第 6 期音更町総合計画を現在、策定中でございます。とりわけ農業におきましては、省力化と生産性の向上を実現するために「スマート農業」を推進する一方で、農業従事者の減少や労働力不足に代表される「人」の問題に向き合っていかなければならないのも事実であります。
優良農地を守り、しっかりとした担い手に行き渡らせる委員の皆様の役割は、まさに農地行政の柱であります。今後、本町農業の発展にますます重要なものとなるというような認識はみなさんと共に変わらないというふうに思っております。
これからの 3 年間、みなさまにおかれましては、健康に十分留意されて生産者のみなさんの負託に应运っていただきますよう、また、今年も実り豊かな出来秋を迎えられますことをご祈念申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございます。

次に、各委員から自己紹介をお願いいたします。大変恐縮ではございますが、本日は初顔合わせの総会ということになりますので、こちら側の飯尾委員から、順次、地区名と経営形態等、紹介をお願いいたします。

委員 (委員19名、自己紹介)

事務局長 ありがとうございます。
次に、私のほうから、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(事務局職員紹介)

事務局長 次に、町経済部の職員紹介を、傳法経済部長から紹介させていただきます。

(町長部局職員紹介)

事務局長 以上で職員紹介を終わります。
次に、仮議長の決定でございますが、会長及び会長職務代理者が決まるまでの間、慣例によりまして、町長に仮議長をお願いしたいと存じます。ご意義ありませんか。

委員 (全員異議なし)

事務局長 ご異議がないようですので、町長を仮議長として議事を進めさせていただきます。
小野町長よろしくをお願いいたします。

町長 それでは、会長が決定するまでの間、私が仮議長として、議事を進めさせていただきます。

ただ今の出席委員は19名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

早速、議事に入らせていただきます。

「会長及び会長職務代理の互選について」の件を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局長 会長及び会長職務代理者の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項、第5項及び音更町農業委員会会議規則第19条第2項により、委員が互選することと規定されております。以上です。

町長 ただ今、事務局から説明がありました。

それでは、会長及び会長職務代理者の互選について、どのような方法で行ったらよろしいかお諮りいたします。

石王委員 会長及び会長職務代理者の互選については、委員の中から5名の選考委員を選び、指名推薦の方法がよろしいかと思えます。

なお、5名の選考委員については、仮議長が指名することとしてご提案いたします。

町長 ただ今、石王委員から選考委員による指名推薦の方法との提案がありました。

ご異議ありませんか。

委員 (全員異議なし)

町長 ご異議がないようですので、会長及び会長職務代理者の互選については、選考委員による指名推薦の方法に決定いたしました。
暫時休憩いたします。

(休憩)

町長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。それでは、私の方から選考委員5名を発表させていただきます。

4番大西委員、10番田守文夫委員、14番林委員、15番平尾委員、16番松川委員。

以上5名の方を指名させていただきます。ご異議ございませんか。

委員 (全員異議なし)

町長 ご異議がないようですので、ただ今、指名をさせていただきました5名の方を選考委員に決定いたしました。
暫時休憩いたします。

(休憩)

町長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。ただ今、選考委員会が終わりました。選考委員長から選考の結果について、ご報告を求めます。

平尾委員 選考委員長の平尾です。選考いたしました結果を報告させていただきます。

会長に石川清光委員、会長職務代理に高野春夫委員を指名推薦させていただくことに決定いたしますのでご報告させていただきます。

町長 ただ今、会長に石川清光委員、会長職務代理に高野春夫委員との報告がございました。報告のとおり、決定することにご異議ございませんか。

委員 (全員異議なし)

町長 ご異議がないようですので、報告のとおり会長に石川清光委員、会長職務代理者に高野春夫委員に決定いたしました。

それでは、会長に互選されました石川清光委員、その場でご挨拶をお願いいたします。

石川委員 それでは、一言ご挨拶を申し上げます。先ほど、会長という任を仰せつかりました。先ほどの自己紹介の中でも申し上げましたけれども、5期目になりますが、まだまだ勉強不足であり、改めて責任の重さを痛感しているところであります。

さて、ご存知のとおり、世界中で大変なことになっております。農業委員の活動や

研修会等の自粛や中止など、大変な3年間になるのだろうと考えておりますけれども、みなさんのご協力をよろしくお願いいたします。

今、農業は多様化してきております。委員一人ひとりが同じ方向を向いて、同じ情報を共有して案件の解決につなげていきたいと考えております。委員の皆さんはもちろん、事務局のみなさん3年間、大変お世話になります。どうぞご指導ご協力をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

町長 次に、会長職務代理に互選されました高野春夫委員、その場でご挨拶をお願いいたします。

高野委員 ただ今、ご指名に預かりました高野春夫でございます。

3期目というつたない経験の中、会長職務代理という役は私の能力の範ちゅうを超えているような気はいたしますが、頼れる石川会長をサポートできるところはサポートして、新型コロナウイルス感染症の影響でなかなか横のつながりが持ちづらい昨今ではございますが、その中で一人ひとりに降りかかります大変な案件、それに対しまして委員会一丸となりまして問題解決にあたっていこうと、そこをサポートできるようにと思っております。

3年間、迷惑をかけることがあるかもしれませんが、みなさんよろしくお願いいたします。

町長 ありがとうございます。

以上で、仮議長の職務がすべて終わりました。これで退席させていただきます。

議長交代のため、暫時休憩いたします。

(休憩)

議長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、「議席の決定について」の件を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

事務局長 ただ今、農業委員のみなさまには、仮議席で五十音順に座っていただいております。これから本議席を決定したいと思います。

議席の決定につきましては、音更町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、くじで定める、ということになっております。

くじは2度引いていただきます。最初に、本議席を決めるためにくじを引く順番を決めさせていただきます。次に、そのくじの順番にしたがって本議席を決めるためにくじを引いていただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。事務局説明のとおり進めることでよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 くじの方法について、事務局説明のとおり進めさせていただくことに決定いたしました。暫時休憩いたします。

(抽選のため暫時休憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
議席が決定しましたので、事務局から発表いたします。

事務局長 それでは、私のほうから発表させていただきます。
1番 貞廣委員、2番 土田委員、3番 松川委員、4番 安田委員、
5番 茂古沼美則委員、6番 林委員、7番 田守康浩委員、8番 石王委員、
9番 久保委員、10番 大西委員、11番 飯尾委員、12番 辻委員、
13番 平尾委員、14番 茂古沼憲宏委員、15番 高野委員、
16番 石川委員、17番 鈴木委員、18番 白川委員、19番 田守文夫委員
以上のとおりでございます。

議 長 ただ今の発表のとおり、議席を決定いたします。各委員におかれましては、それぞれの議席に移動をお願いします。
暫時休憩いたします。

(休憩中に移動)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
議事録署名委員を指名します。1番 貞廣委員、2番 土田委員よろしく申し上げます。
報告案件、議案審議の前に、協議案第1号から第3号までを先に協議させていただきます。
協議案第1号「部会の委員の選任について」の件を議題とさせていただきます。
事務局からの説明を求めます。

事務局長 (協議案第1号説明)

議 長 部会は、農業委員会部会規定第2条により農地調整部会と農政部会の2部会がございます。部会の委員の選任について、どのような方法で行ったらよろしいか、お諮りいたします。

土田委員 提案でございます。協議案第1号「部会の委員の選任」と、この後の協議案第2号「農業者年金協議会委員の推薦」並びに協議案第3号「農業後継者推進協議会委員の推薦」につきましても、協議案第1号の選任及び協議案第2号・第3号の推薦については、会長及び会長職務代理に一任することを提案いたします。お諮り願います。

議 長 ただ今、土田委員から、協議案第1号から第3号までを会長と会長職務代理に一任との発言がございましたけれども、これにご異議ございませんか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議がないようですので。協議案第1号から第3号までについては、会長と会長職務代理において選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
部会の委員の選出について、選任の結果を発表いたします。
農地調整部会に
飯尾委員、大西委員、久保委員、白川委員、鈴木委員、高野委員、田守康浩委員、
林委員、茂古沼美則委員の9名。
農政部会に、
石王委員、貞廣委員、田守文夫委員、辻委員、土田委員、平尾委員、松川委員、
茂古沼憲宏委員、安田委員の9名を選任させていただきます。
以上のような部会委員構成となりましたけれども、ご異議ありませんか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議がないようですので、以上のとおり選任することに決定いたしました。
それでは、各部会に分かれて、部会長・副部会長の互選をお願いいたします。
暫時休憩いたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。部会長・副部会長の互選の結果について、報告を求めます。はじめに、農地調整部会から報告を求めます。

林委員 部会長に大西委員、副部会長に茂古沼美則委員を互選し決定いたしました。
以上、報告いたします。

議長 ただ今、林委員から報告がありましたとおり、農地調整部会長に大西委員、副部会長に茂古沼美則委員を互選し決定したとのことであります。
次に農政部会の報告を求めます。

貞廣委員 農政部会の報告をいたします。部会長に石王委員、副部会長に松川委員を互選し決定いたしました。
以上、報告いたします。

議長 ただ今、貞廣委員から報告がありましたとおり、農政部会長に石王委員、副部会長に松川委員を互選し決定したとのことでございます。
以上のとおり両部会それぞれの部会長・副部会長が決定いたしました。3年間よろしくをお願いいたします。

議長 次に、協議案第2号「音更町農業者年金協議会委員の推薦について」の件を議題とします。
事務局からの説明を求めます。

事務局長 （協議案第2号朗読、説明）

議 長 音更町農業者年金協議会委員の推薦を行いたいと思います。先ほど、高野会長職務代理と相談した結果、協議会の委員に、飯尾委員、石王委員、貞廣委員、高野委員、田守文夫委員、田守康浩委員、茂古沼美則委員、安田委員の8名を推薦したいと思います。ご異議ございませんか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議がないようですので、音更町農業者年金協議会委員につきましては、以上のとおり推薦することに決定いたしました。

次に、協議案第3号「音更町農業後継者推進協議会委員の推薦について」の件を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

事務局長 （協議案第3号朗読、説明）

議 長 音更町農業後継者推進協議会委員の推薦を行いたいと思います。高野会長職務代理と相談した結果、協議会の委員に、大西委員、久保委員、白川委員、鈴木委員、林委員、松川委員、茂古沼憲宏委員、そして私石川の8名を推薦したいと思います。ご異議ございませんか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議がないようですので、音更町農業後継者推進協議会委員につきましては、以上のとおり推薦することに決定いたしました。

これで協議案第1号から第3号までが終了いたしました。

事務局から何かございませんか。

事務局長 それでは、「その他」になりますが、一般社団法人北海道農業会議の会員の件であります。農業会議の定款第6条第4項第1号に「北海道内の市町村に置かれる農業委員会においては、会員に1人、加入しなければならないことと規定されております。

つきましては、従前のおり、音更町農業委員会の会長になりました石川会長が北海道農業会議の会員になるということで、委員の皆様にもご承知いただきたいと思っております。以上です。

議 長 それでは、暫時休憩をさせていただきます。

（休 憩）

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。通常の議案審議に入りたいと思います。

報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

係 長 (報告第1号第1項から第7項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について」の件を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

係 長 (報告第2号朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第2号を終了いたします。

次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項から第4項朗読、説明)

本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第1項、第3項の一部及び第4項につきましては、後ほど議案第8号においてあっせんの申出が、第2項、第3項の一部につきましては、議案第7号において農業経営基盤強化促進法の規定による要請がそれぞれございます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 第1項から第4項について、要件を満たしているということによろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項から第4項については、要件を満たしていると確認しました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査

書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われ
ます。以上です。

議 長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
田守康浩委員から調査報告をお願いいたします。

7 番 前任の農業委員から引継いだときに、親子間の案件でありますので、問題はないの
ではないかとの報告を受けております。以上です。

議 長 田守康浩委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ござ
いませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。
続きまして、議案第2号第2項の件を議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第2号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
茂古沼美則委員から調査報告をお願いいたします。

5 番 7月9日にお話を伺ってまいりました。この案件ですけれども、親子間の贈与とい
うことの3条申請となっております。従って、何ら問題はないかと思われま
す。以上です。

議 長 茂古沼美則委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ご
ざいませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長　　ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。
　　続きまして、議案第2号第3項の件を議題といたします。
　　事務局からの説明を求めます。

事務局長　（議案第2号第3項朗読、説明）
　　なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長　　議案第2号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。
　　安田委員から調査報告をお願いいたします。

4 番　　前任の委員より、引継ぎを受けて確認をしてみました。7月10日にお宅に伺
いまして、農地法3条に基づく、親子間の贈与であるということで確認をしておいま
す。何ら問題はないものと思われます。以上です。

議 長　　安田委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ございま
せんか。

委 員　　（全員なし）

議 長　　議案第2号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委 員　　（全員異議なし）

議 長　　ご異議なしと認め、議案第2号第3項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

　　次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」の第1項の件を
議題といたします。

　　第1項については、松川委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関す
る法律」第31条の規定により、議事参与の制限となります。第1項を審議する前に、
松川委員退席のため、暫時休憩といたします。

（休 憩）

議 長　　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案第3号第1項を議題といたします。
　　事務局からの説明を求めます。

事務局長　（議案第3号第1項朗読、説明）
　　本件につきましては、申請者は、大型の農作業機械を収納する格納庫が不足してき
ており、新たに機械等を収納する格納庫の建設を計画するもので、現在の宅地内では
建設敷地が不足するため、隣接する本申請地に建設を計画するものです。
　　申請地については、別添「調査書」の3ページから9ページにあるとおりで、

1, 292平方メートルの転用になります。

立地基準につきましては、別添調査書の3ページにあるとおり、農用地区域内農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、農業用施設の建設のため、農地法第4条第6項のただし書きの例外許可事由にあたると思われまます。

一般基準につきましては、別添調査書の4ページから6ページにあるとおりで、資力・信用力については、事業費と同等の融資証明書が金融機関から提出されております。

また、転用することによって、付近の農地には被害を及ぼすおそれはないと思われまます。以上です。

議長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
林委員から調査報告をお願いいたします。

6番 3月27日に事務局とともにご本人立会いのもと現地を確認してまいりました。経営規模拡大に伴う格納庫の増設ということで何ら問題はないと思われまます。以上です。

議長 林委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

松川委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の第1項の件を議題といたします。

事務局からの説明を求めまます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

本件につきましては、申請者は酪農業を営んでいて、搾乳ロボットの導入による規模拡大で飼養頭数が増加したため、既存施設では飼料の保管場所が不足することから、バンカーサイロの増設を検討するにあたり、施設を集約して一体管理し農地を効率的に利用するため、本申請地に計画するものです。

申請地については、別添「調査書」の10ページから15ページにあるとおりで、2,048㎡の転用になります。

立地基準につきましては、「調査書」の10ページにあるとおり、農用地区域内農地

であり転用は原則不許可な土地ですが、農業用施設の建設のため農地法第5条第2項のただし書きの例外許可事由にあたると思われます。

一般基準につきましては、「調査書」の11ページから12ページにあるとおり、資力・信用力については、事業費と同等の自己資金の残高証明書が金融機関から提出されております。

また、転用することによって付近の農地に被害を及ぼすおそれはないと思われます。以上です。

議 長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
高野委員から調査報告をお願いいたします。

15番 申請者は、3年ほど前にロボット牛舎を建設して、今現在、経産牛130頭、130頭搾乳牛がいるというお話をしておりました。

5月29日に事務局とともに現地を調査してまいりました。「調査書」の14ページを見ていただければわかると思いますが、図の右下の部分が今回の申請地であります。次の15ページを見ていただくと、図のようにバンカーサイロの建設を計画しており、その隣には既にバンカーサイロがありますが、このバンカーサイロはコーンサイレージを入れるといっぱいになってしまうようで、飼養体系からもグラスサイレージを切込みでバンカーサイロに詰めたいという思いがあるようでございます。また、将来的に増設した場合、作業動線のことを考えましてもこの位置しかないということで、納得してまいりました。許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 高野委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号第2項の件を議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第2項朗読、説明)

本件につきましては、申請者は規模拡大により大型の農作業機械を収納する倉庫等が不足してきており、新たに機械等を収納するための格納庫建設を計画するもので、現在の宅地内では建設敷地が不足するため、隣接する本申請地に建設するものです。

申請地については、別添「調査書」の16ページから21ページにあるとおりで、1,566平方メートルの転用になります。

立地基準につきましては、別添調査書の16ページにあるとおり、農用地区域内農地であり転用は原則不許可な土地ですが、農業用施設の建設のため農地法第5条第2

項のただし書きの例外許可事由にあたると思われま

す。
一般基準につきましては、別添「調査書」の17ページから18ページにあるとおりで、資力・信用力については、事業費と同等の融資証明書が金融機関から提出されております。

また、転用することによって付近の農地には被害を及ぼすおそれはないと思われま

す。以上です。

議 長 議案第4号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
白川委員から調査報告をお願いいたします。

18番 5月12日に事務局とともに現地確認をしております。面積が少し大きいかと思われ

ますが、大きな格納庫の建設でございますので、必要最小限の申請面積であると判

断いたしました。以上です。

議 長 白川委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ございま

せんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで

すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第2項について、申請のとおり許可することに決定

いたします。

次に、議案第5号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の22ページから24ページのとおりで

あります。利用状況は、宅地となっております。以上です。

議 長 議案第5号第1項の案件につきましては、現地調査報告が行われています。
林委員から調査報告をお願いいたします。

6番 6月17日に事務局とともにご本人立会いのもと現地を確認してまいりました。「調

査書」の24ページを見ていただければわかりますとおり、住宅まわりの通路、土場、

ハウス2棟の範囲を宅地とする願出でございます。何ら問題はないと思われま

す。以上

議 長 林委員から、現地調査の報告がございました。みなさんから、ご意見等ございま

せんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

係 長 議案第6号第1項から第7項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。つきましては、第8項からご説明いたしますので、議案書14ページをご覧ください。

(議案第6号第8項から第13項朗読、説明)

以上、第1項から第13項までにつきましては、別添「調査書」25ページから29ページまでのとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第6号第1項から第13項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項から第13項について決定いたします。

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請について」の件を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第7号第1項及び第2項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。ここで、暫時休憩いたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第7号第1項及び第2項について、音更町に対し、買入協議の要請をすること

に決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第7号第1項から第2項について、音更町に対し、買入協議の要請をすることに決定いたします。

続いて、事務局から農用地利用調整委員の発表をいたします。

事務局長 (農用地利用調整委員の発表)

議長 ただ今、農用地利用調整委員の発表がありました。調整委員のみなさまには、よろしくお願いたします。なお、買入協議の日程につきましては、この総会終了後に、事務局からご案内をいたします。

次に、議案第8号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第8号第1項及び第2項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。本日、開催された農地調整部会で、議案第8号のあっせんの適格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いします。

10番 あっせん適格者の選定の報告をさせていただきます。

第1項、上然別地区のAさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた上然別地区のBさん(40歳)、また、新たに、北上地区のCさん(44歳)を選定いたしました。

第2項、高倉地区のDさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた高倉地区のEさん(52歳)、高倉地区のFさん(44歳)、高倉地区のGさん(54歳)、新たに誉地区のHさん(39歳)、誉地区のIさん(48歳)の5名を選定いたしました。以上です。

議長 ただ今、大西部会長からあっせん適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第8号第1項及び第2項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第8号第1項及び第2項について、報告のとおり決定いたします。

続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 (あっせん委員の発表)

議 長 　ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に、事務局からご案内をいたします。

　　以上で議案はすべて終了しました。

　　以上をもちまして、令和2年第7回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

（閉会　午後4時30分）

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和2年7月20日